

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	武雄河川事務所A重油外単価契約
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 寺尾 直樹 佐賀県武雄市武雄町大字昭和7 4 5
契 約 締 結 日	令和 6 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	佐賀県石油協同組合 佐賀県佐賀市川原町8－2 7
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 7 , 9 0 5 , 7 9 0 －
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 7 , 9 8 0 , 5 9 0 －
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	年間予定額 7 , 9 8 0 , 5 9 0 円（単価契約）

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 武雄河川事務所 A 重油外単価契約
2. 履 行 場 所 牛津江排水機場外 1 4 箇所
3. 契約の相手方 名 称 佐賀県石油協同組合
住 所 佐賀県佐賀市川原町 8 - 2 7
電 話 0 9 5 2 - 2 2 - 7 3 3 7
4. 随意契約適用法令 会計法第 2 9 条の 3 第 5 項及び予決令第 9 9 条の第 1 8 号
並びに同令第 1 0 2 条の 4 第 7 号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 当該業務の目的 本契約は、武雄河川事務所が管理する排水機場等へ給油を行うことを目的とするものである。

(2) 当該業務の内容 本契約は、武雄河川事務所が管理する排水機場等（1 5 施設）の燃料タンクへ A 重油（1 種 1 号）外 1 点の給油を行うものである。

(3) 随意契約に付する理由

洪水等の災害対応において、国民の生命、財産を守るためには排水機場ポンプ等の稼働は欠かすことのできないものである。このため、重油等燃料の補給を的確かつ円滑に行い、常時災害に備える必要がある。

武雄河川事務所において使用する重油等燃料については、令和 5 年 4 月 2 5 日閣議決定「令和 5 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項 3 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮（7）中小石油販売業者に対する配慮及び第 3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項 2 組合の活用に関する基本的な事項に基づき、中小企業者の受注機会の確保を図るため、官公需適格組合としての認証を受けている上記業者と契約するものであり、当該地区における石油製品販売業で官公需適格組合は上記業者以外にはない。

以上の理由により、会計法第 2 9 条の 3 第 5 項並びに予算決算及び会計令第 9 9 条第 1 8 号並びに同令第 1 0 2 条の 4 第 7 号により、佐賀県石油協同組合と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

武雄河川事務所 経理課長